

求職者等に対するセクシュアルハラスメントの防止に関する

基本方針

1 はじめに

玉城町（以下「町」という。）は、公正で信頼される採用活動を実施するため、採用試験、採用説明会、インターンシップ・職場見学、学校訪問、各種実習その他の採用活動等（以下「採用活動等」という。）において、求職者、受験者、実習生等（以下「求職者等」という。）に対するセクシュアルハラスメントの防止に取り組みます。

求職者等に対するセクシュアルハラスメントは、求職活動や進路選択を阻害し、個人の人格と尊厳を傷つける行為であり、決して許されるものではありません。

町は、この基本方針に基づき、求職者等に対するセクシュアルハラスメントの防止を徹底するとともに、相談があった場合には適切かつ迅速に対応します。

2 求職者等に対するセクシュアルハラスメントとは

採用活動等において、町の職員による性的な言動により、求職者等が不快に感じたり、求職活動等に支障が生じたりすることをいいます。求職者等セクシュアルハラスメントは、性別を問わず、また異性間だけでなく同性間においても、加害者・被害者のいずれにもなり得る問題であり、相手の性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず該当することがあります。

(1) 求職者等の範囲

- ・ 求職者（町の実施する採用試験等に応募する者）
- ・ 採用に資する活動（採用説明会等）に参加する者
- ・ インターンシップ、教育実習、看護実習その他の実習を受ける者

(2) 求職活動等の範囲

求職者等が行う求職活動や、これに類する者が行う職業選択に資する活動をいい、SNS 等のオンラインを介したもの及びオンライン上で行われるものを含みます。

- ・ 採用試験・面接への参加
- ・ 採用説明会への参加
- ・ 職員への訪問
- ・ インターンシップへの参加
- ・ 教育実習・看護実習等の実習の受講

(3) 性的な言動の例

次のような言動が該当します。

- ・ 性的な事実関係や性的な内容の質問を行うこと
- ・ 容姿や身体に関する不必要な発言を行うこと

- ・ 性的な内容を含むメッセージ、電子メール等を送信すること
- ・ 必要なく身体に触れること、わいせつな図画を送付・配布すること
- ・ 食事や交際をしつこく求めること、性的な関係を強要すること
- ・ その他、相手が不快に感じる性的な言動を行うこと

3 町の基本方針

町は、求職者等に対するセクシュアルハラスメントを許しません。

採用活動等に関わる全ての職員に対し、求職者等セクシュアルハラスメントの防止について周知・啓発を行うとともに、当該行為が確認された場合には、関係法令及び町の服務規律・懲戒に関する規定等に基づき厳正に対処します。

4 町が講ずる措置

(1) 方針の明確化及び周知・啓発

- ・求職者等セクシュアルハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、全職員に周知・啓発する。
- ・求職者等セクシュアルハラスメントを行った職員については厳正に対処する旨の方針及び対処の内容を、職員に周知・啓発する。
- ・面談の時間・場所の指定、連絡に用いるSNSの種類の指定等、求職活動等に関するルールをあらかじめ明確化し、職員及び求職者等に周知・啓発する。

(2) 相談体制の整備

- ・相談窓口をあらかじめ定め、求職者等に周知する。
- ・相談窓口の担当者が、相談内容や状況に応じて適切に対応できるようにする。

(3) 事後の迅速かつ適切な対応

- ・相談があった場合は、事実関係を迅速かつ正確に確認する。
- ・被害者に対する配慮のための措置を適正に行う。
- ・行為者に対する措置を適正に行う。
- ・再発防止に向けた措置を講ずる。

(4) その他併せて講ずべき措置

- ・相談者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、職員及び求職者等に周知する。
- ・相談したこと、事実関係の確認等に協力したことを理由として、職員に対しては不利益な取扱いをせず、求職者等に対しては採用選考等において不利益な取扱いをしない旨を定め、周知・啓発する。

5 相談窓口

玉城町総務防災課（人事担当）

電話：0596－58－8200

メール：soumu-t@town.tamaki.lg.jp

求職者等セクシュアルハラスメントと思われる行為を受けた場合は、上記窓口へご相談ください。相談者のプライバシーは保護されます。また、相談したことや調査等へ協力したことを理由として、受験・選考その他の採用活動等において不利益な取扱いを受けることはありません。

6 施行

この方針は、令和8年10月1日から施行します。